

議案第93号

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年小松島市条例第54号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年小松島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）」を「審査庁」に改め、同項第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改める。

第6条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第10条第1項及び第2項中「諮問庁」を「審査庁」に改め、同条第3項中「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立て事件」を「審査請求事件」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問庁（以下「不服申立人等」という。）」を「審査庁（以下「審査請求人等」という。）」に改める。

第11条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第18条中「30万円以下」を「50万円以下」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。